

令和5年1月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和5年	1月16日	開会
令和5年	1月16日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第 1 号

令和 5 年 1 月 宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 5 年 1 月 5 日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 令和 5 年 1 月 1 6 日（月）午後 3 時

2 場 所 宮古市議会議事堂議場

令和 5 年 1 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

令和 5 年 1 月 1 6 日（月曜日）

午後 3 時開議

議 事 日 程

- | | | |
|-----|---|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 議案第 1 号 宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する
条例 |
| 日程第 | 4 | 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例 |
| 日程第 | 5 | 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 | 6 | 議案第 4 号 宮古地区広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例 |

出席議員（１３名）

1 番	三田地	久志君	2 番	田中	尚君
3 番	畠山	和英君	4 番	阿部	吉衛君
5 番	伊藤	清君	6 番	高橋	秀正君
7 番	千葉	泰彦君	8 番	畠山	拓雄君
9 番	長門	孝則君	10 番	豊間根	信君
11 番	黒沢	一成君	12 番	中村	勝明君
13 番	木村	誠君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

管理者宮古市長	山本	正徳君
副管理者宮古市副市長	桐田	教男君
事務局局長	松下	寛君
総務課長	松橋	かおる君
施設課長	田中	晋君
施設課主幹	坂本	好治君
消防長	小林	達広君
消防次長兼総務課長	中村	光宏君
消防次長兼消防課長	畠山	毅君
指令課長	三浦	正成君
消防課主幹	里舘	郁雄君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	八重樫	健太郎

◎開 会

- 議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和5年1月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（木村 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、5番、伊藤清君、6番、高橋秀正君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（木村 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決定いたしました。
-

◎議案第1号 宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（木村 誠君） 日程第3、議案第1号 宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
松下事務局長。
○事務局長（松下 寛君） 議案集1－1ページをお開き願います。
議案第1号 宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。
本条例案は、国の例に準じて令和5年4月から定年引上げを実施するため、定年年齢の引上げ、管理監督職上限年齢制の導入など、必要な改正をしようとするものでございます。
第1条は、地方公務員法改正に伴う所要の改正でございます。
第3条は、職員の定年年齢を65歳とするものです。
第4条は、勤務延長に関する規定でございます。
今回の制度改正により、60歳以上の職員を管理監督職から降任等させることとなりますが、従前の勤務延長に加え、その特例として一定の要件があれば、60歳以降も引き続き管理監督職として勤務させることが可能となります。この場合の勤務の延長を最長3年までとするものでございます。
1－2ページをお開き願います。

第5条について説明いたします。

地方公務員法では、管理監督職上限年齢制、いわゆる役職定年により降任等をさせる職について条例で定めることになっております。その職について、管理職手当を支給する職及びこれに相当する職として規則で定める職とするものでございます。

第6条は、役職定年の年齢を60歳とするものでございます。

第7条は、役職定年の実施に当たり、任命権者が遵守すべき基準についての規定です。
1－3ページをご覧ください。

第8条は、役職定年制の特例について定めたもので、特別な事由がある場合については、降任等をさせるべき期間の末日から最大3年間、引き続き管理監督職のまま勤務させることが可能となります。

1－4ページをお開き願います。

第9条は、前条の規定により引き続き勤務させようとする職員について、任命権者はあらかじめ本人から同意を得ることとするものでございます。

第10条は、第8条の規定により引き続き勤務させる職員について、その特別な事由が消滅した場合は降任等をさせることとするものでございます。

第11条は、60歳に達した日以後に組合を退職しかつ本来の定年退職日をまだ迎えていない職員を、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができるものとしてございます。

1－5ページをご覧ください。

第12条は、60歳に達した日以後に構成団体を退職しかつ本来の定年退職日をまだ迎えていない職員を、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができるものとしてございます。

第13条は、所要の改正でございます。

第14条は、この条例の実施に関し、必要な事項を規則で定めることとするものでございます。

次に、附則の改正についてご説明いたします。

第4項は、定年年齢を現在の60歳から段階的に引き上げ、令和13年度から65歳とするための経過措置でございます。

1－6ページをお開き願います。

第5項は、翌年度に60歳を迎える職員に対して、60歳以降の任用や給与等必要な情報の提供を行うこととするものでございます。

次に、本条例の附則について説明いたします。

第1項は、施行期日を定めるものでございます。

第2項は、制度改正に伴い、現行の宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

第3項は、本条例の施行日前に退職した者で、65歳に達する年度の末日を迎えていない者を、暫定再任用フルタイム勤務職員として採用することができるものとしてございます。

1－7ページをご覧ください。

第4項は、本条例施行日以後に退職した者で、65歳に達する年度の末日を迎えていない者を、暫定再任用フルタイム勤務職員として採用することができるとするものでございます。

第5項、第6項及び1－8ページの第7項は、暫定再任用フルタイム勤務職員の任期更新の規定でございます。

第8項から第10項までは、組合を組織する構成団体における退職者についても、暫定再任用フルタイム勤務職員として採用することができることとするものでございます。

第11項は、本条例の施行日前に組合を退職した者で、65歳に達する年度の末日を迎えていない者を、暫定再任用短時間勤務職員として採用することができるとするものでございます。

第12項は、本条例の施行日以後に組合を退職した者で、65歳に達する年度の末日を迎えていない者を、暫定再任用短時間勤務職員として採用することができることとするものでございます。

第13項は、暫定再任用短時間勤務職員の任期の更新の規定でございます。

第14項から1－9ページの第16項までは、組合を組織する構成団体における退職者についても、暫定再任用短時間勤務職員として採用することができるとするものでございます。

第17項及び第18項における令和3年改正地方公務員法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢についてご説明いたします。

令和3年改正法附則第8条第3項は、暫定再任用職員を昇任や降任、転任により正規職員に戻すことはできないと規定しております。施行日以後に設置された職、その他の条例で定める職、条例で定める年齢の規定が必要なことから、第17項において条例で定める職を、第1号、施行日以後に新たに設置された職、第2号、施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職と定めました。第18項で、条例で定める年齢を旧条例第3条本文に規定する年齢ということで60歳と規定するものでございます。

これによりまして、施行日以降に新たに設置された職について、施行日前に設置されていたと仮定した場合の定年年齢を特定の暫定再任用職員が下回った場合でも、昇任、降任、転任により正規職員に任用することはできないとするものでございます。

第19項及び第20項について説明いたします。

令和3年改正法附則第8条第4項は、暫定再任用勤務職員に適用される規定を、暫定再任用短時間勤務職員へ読み替える規定でございます。本項は、施行日以後に設置された職について、施行日前に設置されていたと仮定した場合の定年年齢を暫定再任用短時間勤務職員が下回った場合でも、昇任、降任、転任により正規職員に任用することはできないとするものでございます。

次に、第21項から1－10ページの23項までについてご説明いたします。

令和3年改正法附則第8条第5項は、施行日以後に退職した暫定再任用職員が、定年が引き上げられたことにより一時的に定年前の年齢になる場合であっても、定年に達しているものとみなし、正規職員に戻すことはできない規定でございます。本項は、施行日以降に新たに設置された職について、施行日前に設置されていたとした場合の定年年

齢を特定の暫定再任用職員が下回った場合でも、昇任、降任、転任によりその職に任用することはできないとするものでございます。

第24項は、暫定再任用職員の任用等について、必要な事項を規則で定めるものとするものでございます。

第25項は、本条例の施行日前に勤務延長され、施行日以後にその期限が到来する職員について、再度勤務延長させることができるとするものでございます。

第26項は、定年年齢の段階的引上げ期間中において、勤務延長している職員が、定年が引き上げられたことにより一時的に定年前の年齢になる場合であっても、定年前の職員として異動することができないとするものでございます。

第27項は、第25項の規定により再度勤務延長させる場合、本則第4条の規定により勤務延長させる場合と同様の手続を行うものとするものでございます。

第28項は、定年年齢の段階的引上げ期間中において、一度定年年齢に達した職員が、定年が引き上げられたことにより、一時的に定年前の年齢になる場合であっても、定年前再任用短時間勤務職員として任用等を行うことができないとするものでございます。

1－11ページをご覧ください。

第29項は、令和4年度中に情報提供、意思確認を行なう職員を、令和5年中に60歳に達する職員とするものでございます。この部分につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年1月16日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、国家公務員の例に準じて定年を引き上げるとともに、地方公務員法の改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定める等所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第 4、議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集 2－1 ページをお開き願います。

議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方公務員法の改正に伴い、60歳以上の職員の給料の特例について規定するとともに、60歳以上の職員の昇給の停止等をしようとするものでございます。

第 1 条は、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

表の内容でございます。

第 5 条第 7 項において、60歳を超える職員については、標準の成績では昇給しないこととするものでございます。

次に、5 条第 11 項、5 条の 2、2－2 ページの第 13 条第 2 項、18 条、2－3 ページの第 19 条、第 23 条は、現行の再任用短時間勤務職員に代わる定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴う所要の改正を行うものでございます。

次に、2－3 ページの附則の改正についてご説明いたします。

第 7 項は、60歳に達した職員の給料月額を給料表の給料月額の 7 割とするものでございます。

第 8 項は、給料の 7 割措置の適用除外について規定するもので、適用しない職員として臨時的任用職員等勤務延長している職員、管理監督上限年齢の特例により 60歳以降も引き続き管理監督職として勤務する職員等とするものでございます。

2－4 ページをお開き願います。

第 9 項及び第 10 項は、管理監督職上限年齢制により非管理職に降任した職員の給料月額については、降任後の給料月額の 7 割でなく、降任直前の給料表の給料月額の 7 割とするものでございます。

第 11 項から 2－5 ページの第 13 項までは、管理監督職上限年齢制により降任した職員に準ずる職員についての、給料月額の算出方法を規定するものでございます。

第 14 項は、育児短時間勤務を行っている職員についての給料の算出方法を規定するものでございます。

第 15 項は、給料の 7 割措置について、必要な事項を規則で定めるとするものでございます。

別表第 1 及び 2－6 ページの別表第 2 は、現行の再任用職員に代わる定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第 2 条、宮古地区広域行政組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正で

ございます。

表の内容でございます。

表の中の第3条は、懲戒処分として減給の処分を受けた者が、その後に60歳以降職員の給料7割措置により給料月額が下がった場合、処分発令時の給料月額でなく、現に受ける給料月額の10分の1を上限に減給を行うこととするものでございます。

次に、附則についてご説明いたします。

第1項は、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による60歳以降の職員の給料7割措置については、条例施行日以前から勤務延長している職員には適用しないこととするものでございます。

第3項は、暫定再任用フルタイム勤務職員の給料月額を、定年前再任用短時間勤務職員の給料表に掲げる基準給料月額とするものでございます。

2－7ページをお開き願います。

第4項は、育児短時間勤務をする暫定再任用フルタイム勤務職員の給料月額の算出方法を規定するものでございます。

第5項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の算出方法を規定するものでございます。

第6項は、暫定再任用短時間勤務職員の通勤手当の算出方法を規定するものでございます。

第7項は、暫定再任用職員の期末手当の規定でございます。

第8項は、同じく勤勉手当についての規定でございます。

第9項は、給与条例の適用を受ける職員のうち、暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員と同様に昇給しないこととするとともに、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当を支給しないこととするものでございます。

以上が条例の改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年1月16日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、地方公務員法の改正に伴い、60歳以上の職員の給料の特例について規定するとともに、60歳以上の職員の昇給の停止等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第5、議案第3号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集3－1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方公務員法の改正に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものでございます。

第1条は、宮古地区広域行政組合定数条例の一部改正です。現行の再任用短時間勤務職員に代わる定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第2条は、宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。第1条と同様に、現行の再任用短時間勤務職員に代わる定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3－2ページをお開き願います。

第3条は、宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

表の内容についてご説明いたします。

さきに議決いただきました宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例において、60歳に達した職員を管理監督職から降任させる管理監督職上限年齢制、そして、その特例として、60歳以降も引き続き管理監督職のまま勤務させることができる特例任用制度がございます。表の中の第2条におきましては、この特例任用をされている職員について、育児休業をすることができないこととし、同じく第9条では、育児短時間勤務をすることができないとするものでございます。

第17条及び3－3ページの第18条は、現行の再任用短時間勤務職員に代わる定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、第4条、宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正及び第5条、宮古地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例の一部改正は、現行の再任用短時間勤務職員に代わる定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3－4 ページをお開き願います。

附則第1項は、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものでございます。

附則第2項は、暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の各条例の規定を適用するための経過措置でございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年1月16日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例

○議長（木村 誠君） 日程第6、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集4－1ページをお開き願います。

議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和5年4月から定年引上げを実施することに合わせ、60歳以上の職員の働き方の選択肢の一つとして高齢者部分休業制度を導入するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

第1条は、本条例案は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

第2条は、高齢者部分休業の取得が可能となる年齢を60歳とするものでございます。

第3条は、高齢者部分休業の取得可能な時間数の規定でございます。

第4条は、高齢者部分休業の承認の取消しや休業時間の短縮は、職員の同意を得たときに可能となるものでございます。

第5条は、休業時間の延長承認の規定です。

第6条は、休業した職員についての給料の取扱いの規定です。

第7条は、この条例の実施に当たっての必要な事項を規則で定めることとするものでございます。

附則で、この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年1月16日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、職員の定年引上げに伴い、高齢者部分休業制度を導入しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（木村 誠君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年1月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 3時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員